

重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定看護小規模多機能型居宅介護について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年堺市条例第58号）」の規定に基づき、指定看護小規模多機能型居宅介護提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する事業者について

事業者名称	合同会社オフィスK
代表者氏名	代表社員 臼井 啓子
本社所在地	堺市堺区桜之町西2丁1番18号
法人設立年月日	平成26年2月10日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	看護小規模多機能型居宅介護 あつと桜之町
介護保険指定事業所番号	2796000277
事業所所在地	堺市堺区桜之町西2丁1番18号
連絡先 相談担当者名	電話072-225-0838 FAX072-225-0839 別府 正子
事業所の通常の事業の実施地域	堺市堺区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	合同会社オフィスKが設置する看護小規模多機能型居宅介護 あつと桜之町（以下「事業所」という。）において実施する指定看護小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定看護小規模多機能型居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った適切な指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	1 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 5 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医へ情報の提供を行うものとする。 6 前5項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年条例第58号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	365日
-----	------

営 業 時 間	通いサービス 午前 8 時～午後 9 時 宿泊サービス 午後 9 時～午前 8 時 訪問サービス 午前 8 時～午後 6 時 看護サービス 午前 9 時～午後 6 時 営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。
---------	--

(4) 事業所の職員体制

管 理 者	別 府 正 子
-------	---------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定看護小規模多機能型居宅介護が行われるよう必要な管理を行います。 2 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤兼務 1 名
介護支援 専門員	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 利用者及びご家族の日常生活の相談を受け、必要時助言します。 3 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	非常勤 1 名
看護職員 (看護師・ 准看護師)	1 介護計画に基づき、指定看護小規模多機能型居宅介護のサービスを提供します。 2 主治医の指示による訪問看護業務を行います。 3 看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成をします。	常 勤 4 名 非常勤 1 名
介護職員	1 介護計画に基づき、指定看護小規模多機能型居宅介護のサービスを提供します。 2 利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行います。	常 勤 4 名 非常勤 13 名

(5) 登録定員及び利用定員

登録定員	23 名
通いサービス利用定員	12 名
宿泊サービス利用定員	5 名

3 提供するサービスの内容について

(1) サービスの概要

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容	
看護小規模多機能型居宅 介護計画の作成	看護小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。事業所は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。	
相談・援助等	利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。	
通いサービス及び宿泊サービスに関する内容	介護サービス	事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
	健康のチェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握をおこないます。
	機能訓練	利用者の状況に適した機能訓練をおこない、身体機能の低下を防止するよう努めます。
	入浴サービス	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴または清拭をおこないます。衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の解除をおこないます。 入浴サービスの利用は任意です。

	食事サービス	食事の提供及び、食事の介助を行います。 調理場で利用者が調理することができます。 食事サービスの利用は任意です。
	送迎サービス	事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
訪問サービスに関する内容	介護サービス	利用者の自宅にて、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。 訪問サービスの実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気含む）は無償で使用させていただきます。
	その他	利用者の安否確認等を行います。
看護サービスに関する内容	主治の医師の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて看護サービスを提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置	

(2) 職員の禁止行為

職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

ア、通い・訪問・宿泊をすべて含んだ一月単位の額

利用料金は一ヶ月ごとの包括費用（定額）です。（短期利用居宅介護費は日額です）

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じた金額をお支払いいただきます。

法定代理受領の場合は、給付額を除いた金額（原則としてサービス利用料金の1割もしくは2割）をお支払いいただきます。

基本料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(1)同一建物に居住するもの以外の者に対して行う場合	131,315円	183,728円	258,274円	292,931円	331,354円
短期利用居宅介護費 (1日につき)	6,024円	6,731円	7,448円	8,155円	8,851円

※登録定員を超えている場合、人員配置不足、およびサービスの利用平均が週あたり4回に満たない場合には、上記金額の70/100を乗じた金額を算定します。

※主治医が、末期の悪性腫瘍その他「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」により訪問看

護を行う必要がある旨の指示を行った利用者には、下記料金を減算します。

医療による訪問看護による減算	要介護 1～3	要介護 4	要介護 5
末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合 (1月につき)	-9759 円	-19518 円	-30743 円
※別に厚生労働大臣が定める疾病等により頻回の医療保険の訪問看護が行われる場合 (1日につき)	-317 円	-633 円	-1002 円

別に厚生労働大臣が定める疾病とは次のとおりです。

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、他系統萎縮症(綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

イ、加算

初期加算	看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録してから起算して30日以内の期間について算定。30日を超える入院後に利用を再開した場合も同様	317 円/日
認知症加算Ⅰ	認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置等の条件を満たし、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合に算定	9706 円/月
認知症加算Ⅱ	認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置等の条件を満たし、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合に算定	9390 円/月
認知症加算Ⅲ	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、(看護)小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定	8018 円/月

認知症加算Ⅳ	要介護状態区分が要介護 2 である者であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して、(看護)小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定	4853 円/月
退院時共同指導加算	病院等に入院中の者が退院にあたり、看護師等と共同指導を行った後に退院後、初回の訪問看護サービスを行った場合(※1 別に厚生労働大臣が定める状態にあるものについては 2 回)	6330 円/回 (退院につき)
訪問体制強化加算	訪問を担当する常勤の従業者を 2 名以上配置しており、かつ 1 ヶ月あたり延べ訪問回数が 200 回以上である場合	10550 円/月
緊急時対応加算	24 時間電話等により常時対応できる体制にあつて、かつ緊急時における訪問を必要に応じて訪問看護サービスを行う体制にある場合	8166 円/月
特別管理加算(Ⅰ)	別に厚生労働大臣が定める状態のイに該当する状態にある者に対してサービスを行う場合	5275 円/月
特別管理加算(Ⅱ)	別に厚生労働大臣が定める状態のロからホに該当する状態にある者に対してサービスを行う場合	2638 円/月
ターミナルケア加算 ※	在宅または看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡した利用者に対して、基準に適合している事業所が、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日(別に厚生労働大臣が定める疾病および急性憎悪等の場合は 1 日)以上ターミナルケアを行った場合	26375 円/死亡月に 1 回
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は看護小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催していること 従業員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 50%以上であること等の条件で算定	6752 円/月
介護職員処遇改善加算Ⅲ	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施している場合	1 月につき + 所定単位 × 134/1000

別に厚生労働大臣が定める疾病とは次のとおりです。

- イ. 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、
気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
 - ロ. 在宅自己腹膜かん流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅
中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、
在宅持続陽圧呼吸法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症指導管理
を受けている状態
 - ハ. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
 - ニ. 真皮を超える褥瘡の状態
 - ホ. 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
- ※ターミナルケア加算ターミナルケア加算においては、厚生労働省『人生の最終段階における医療・ケア
においては、厚生労働省『人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライ
ン決定プロセスに関するガイドライン（平成（平成30年3月）年3月）』に沿った手順書に基づい
て』に沿った手順書に基づいてケアを行った場合に算定します。ケアを行った場合に算定します。

イ、 その他の費用について

宿泊に関する費用	2,200 円/日
食事代	朝食 300 円、昼食 500 円、夕食 600 円、おやつ代 100 円
おむつ代、クリーニング代	実費
洗濯代	100 円/回
レクリエーション活動等	材料費等は実費
その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが 適当と認められるものについては実費をいただきます。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてにお届け（郵送等）します。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の25日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み</p> <p>(イ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護計画について

看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、その置かれている環境等を十分に踏まえて、援助の目標や具体的サービスを作成・記載します。

看護サービスについては、看護師等と密接な連携を図り、利用者の希望・主治医の指示・看護目標及び具体的なサービス内容等を記載します。

- (3) 事業所は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するため、利用者と協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者へ説明の上交付します。
- (4) 職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- (5) 事業所内の設備や器機は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- (6) 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動の他、勧誘行為などの他の利用者へ迷惑となる行為はご遠慮ください。

7 虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	代表社員 臼井 啓子
-------------	------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底します。
- (3) 虐待防止のための指針を整備します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (6) 成年後見制度の利用を支援します。
- (7) 介護相談員を受入れます。
- (8) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとしします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

	<p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
--	--

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 保険名：事業活動総合保険
 補償の概要：1事故につき1億円

10 身分証携行義務

職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 サービス提供の記録

- ① 指定看護小規模多機能型居宅介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② 指定看護小規模多機能型居宅介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（コピー代は有料）

12 契約の終了について

利用者は、以下の事由による契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

1. 要介護認定により利用者の心身の状況が要支援、自立と判定された場合
2. 利用者の契約解除の申し出があった場合
3. 利用者及び家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
4. 事業者のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
5. 利用者が死亡した場合

13 衛生管理等

- ① 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

14 運営推進会議の設置

事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者や利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、
看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催。

議事録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

15 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下を協力医療機関・施設として連携体制を整備しています。

<協力医療機関・施設>

医療法人玉井クリニック

しんとうクリニック

医療法人祐愛会 西村歯科

社会福祉法人南の風 特別養護老人ホーム アル・ソーレ

16 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

<消防用設備>

自動火災報知器、消火器等消防法による設備を設置しています。

<地震、大水等災害発生時の対応>

災害マニュアルに基づき緊急体制の確保及び対応を行います。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

○苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。

○管理者は、職員に事実関係の確認を行う。

○相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。

○対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)

(2) 苦情申立の窓口サービス提供に関する相談・苦情申立の窓口

事業者の窓口	〒590-0927 堺市堺区桜之町西2丁1-18 合同会社 オフィスK 臼井 啓子 TEL 072-225-0838 FAX 072-225-0839 受付時間 月曜日から土曜日 午前9時から午後5時まで
市町村の窓口	<input type="checkbox"/> 堺区役所 地域福祉課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL 072-228-7520 FAX 072-228-7870
	<input type="checkbox"/> 中区役所 〒599-8236 堺市中区深井沢町2470-7 TEL 072-270-8195 FAX 072-270-8103
	<input type="checkbox"/> 東区役所 地域福祉課 〒599-8112 堺市東区日置荘原寺町195-1 TEL 072-287-8112 FAX 072-287-8117
	<input type="checkbox"/> 西区役所 地域福祉課 〒593-8324 堺市西区鳳東町6丁600 TEL 072-275-1912 FAX 072-275-1919

	<input type="checkbox"/> 南区役所 地域福祉課 〒590-0141 堺市南区桃山台 1-1-1 TEL 072-290-1812 FAX 072-290-1818
	<input type="checkbox"/> 北区役所 地域福祉課 〒590-8021 堺市北区新金岡町 5 丁 1-4 TEL 072-258-6771 FAX 072-258-6836
	<input type="checkbox"/> 美原区役所 地域福祉課 〒587-8585 堺市美原区黒山 167-1 TEL 072-361-1881 FAX 072-362-7532
	<input type="checkbox"/> 健康福祉局 長寿社会部 介護保険課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市役所本館 7 階 TEL 072-228-7513 FAX 072-228-7853
受付時間 月曜日から金曜日 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで	
公的団体の窓口	〒540-0028 大阪府中央区常盤町 1-3-8 中央大通 FNビル内 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室介護保険課 11 階 TEL 06-6949-5418 FAX 06-6949-5417 受付時間 月曜日から金曜日 午前 9 時から午後 5 時まで

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年堺市条例第 58 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	堺市堺区桜之町西 2 丁 1-18
	法人名	合同会社 オフィス K
	代表者名	代表社員 臼井 啓子 印
	事業所名	看護小規模多機能型居宅介護 あつと桜之町
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

※上記署名は、() が代行しました。

代理人	住所	
	氏名	印